

市民意見募集（パブリックコメント）結果

「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に係る制度改正について」に対するご意見を募集した結果、13件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に係る制度改正について
受付期間	令和5年11月27日（月）～令和5年12月26日（火）
ご意見の件数	5名・13件

■ご意見と市の考え方

No	ご意見	市の考え方
1	①条例第3条第3号の改正は意義がありません。森林法施行令改正は、令和5年4月1日、条例改正は遅いと言わざるを得ない。	①本条例は、環境等への影響の大きさを考慮して、いわゆるメガソーラーについては手続きが必要とし、一般的にメガソーラーは出力1メガワット以上、面積にして1～2ヘクタールのものを指すため、本条例においてはこれを念頭に、1ヘクタール以上を対象としてきたところです。 この度、改めて検討した結果、森林開発を伴う事業については、生活環境、山並み景観その他の自然環境に一定の影響を与える可能性が高いことから、森林法と整合性を図ることとし、事業区域内における地域森林計画対象民有林の面積が0.5ヘクタールを超える事業を対象とするよう改正することとしました。
	②施行規則9条の規定で事業区域に含める事が出来ない区域が規定されることに意義は無いが、このような区域は本来太陽光発電設備事業はできない区域とすべきである。	②大規模な太陽光発電設備設置事業である場合には、今回の改正で設定した区域内においては、事業は行えないこととなります。
	③今回の改正は不十分である。 2.5ヘクタールは甲子園球場が6.5個も入る広大な広さである。小倉あたりの山は過去に開発がなされ不気味黒い板が広がって景観を損ね、時間帯によっては太陽光を反射し自動車の運転には危なくなっている。	③条例の目的は、地域環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和を図ることであるため、生活環境、景観その他の自然環境に一定の影響を与える可能性がある事業（事業区域の面積が2.5ヘクタール以上、または、事業区域内における地域森林計画対象民有林の面積が0.5ヘクタールを超えるもの）については、条例に基づき適正に審査し、許可・不許可を判断することとしています。
	④今回の改正は不十分である。 和歌山市は北部に和泉山脈の山なみが広がる素晴らしい特質を持っています。この特質を、市民の健全な生活、安全な生活に着実に生かすべく、この山地をメガソーラー設置の禁止地域に指定し、林地の開発は禁止して下さい。 他府県でも、太陽光発電設備等の設置を禁止する対象地域を設定し、対象地区以外でも許可制として太陽光発電を抑制しているところがあります（大阪府箕面市など）。	④大規模な太陽光発電設備設置事業である場合に事業区域に含めることができない区域については、環境への影響、土地所有者の財産権、再生可能エネルギーの導入促進といった様々な要素のバランスを十分に考慮した上で、今回の条例改正を行いました。

No	ご意見	市の考え方
2	<p>①和歌山市は北部に急峻な部分を含む山地（紀泉山脈）を持つという地形特徴を持っている。市民の安全、安心な生活のためにも、この危険な地域に巨大メガソーラー計画を許可しないでもらいたい。</p>	<p>①条例の目的は、地域環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和を図ることであるため、生活環境、景観その他の自然環境に一定の影響を与える可能性がある事業（事業区域の面積が2.5ヘクタール以上、または、事業区域内における地域森林計画対象民有林の面積が0.5ヘクタールを超えるもの）については、事業自体を禁止するのではなく、条例に基づき適正に審査し、許可・不許可を判断することとしています。</p>
	<p>②今回、森林法の改正により事業地域内の民有林の面積を1ヘクタールから0.5ヘクタールへ引き下げる改正を行う案については賛成です。防災上からも景観を考えた上でもぜひ改正していただきたい。</p>	<p>②貴重なご意見として承ります。</p>

No	ご意見	市の考え方
3	<p>①条例（第11条）の改正は、当然、必然、であり、異論ありません。</p> <p>②施行規則第9条を改めるとのことだが、その内容が、市の出している書面からは判然としない。「改める」というより、要件の「追加」ということなのだろうか。 いずれにせよ、市民の安全な生活という観点から、常識的なことばかりで問題はない。</p> <p>③今回の改正に、併せて、次の点を加えてほしい。 条例第12条（5）にある「事業区域等」という文言に関して、「等」の部分について、市民により分かりやすくしてほしい。具体例を示すのがよいのではないか。 具体例； 事業区域へのアクセス道路（工事用道路）の新規工事。 事業区域の外でも、付帯工事は、規則で定める基準に適合していることが必要であることを明示しておくべきだ。</p> <p>④今回の条例改正、施行規則改正への意見ではなく、別の条例をお願いしたいことになるので、別紙として述べる。</p> <p>和歌山市北部、すなわち、和泉山脈山麓は、市民にとって貴重な場所である。それは、40万都市のすぐ近傍に自然林だらけの山地が残っており、かつ、市民の憩いの場として、ハイキングなどで人気が高い場所だからである。その上、先年、日本遺産（葛城修験）に選定された文化の香り高い場所でもある。</p> <p>この地は、このまま維持してほしい。 この地に、太陽光発電設備など置くべきでない。それは、上記の理由のほかに、この地は、日本構造線の近くということもあり、土砂崩れなどが起こりやすい不安定な地質でもあるからである。</p> <p>近隣の自治体、例えば、箕面市は、条例を制定し、市内のある区域に太陽光発電設備の設置禁止区域を設定している（箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例； 「山すそ景観保全地区以北のエリア」、「市街化調整区域」、「生産緑地」を禁止区域とする。）</p> <p>これなどを参考として、和歌山市も、市の政策（環境政策、都市計画）として、太陽光発電設備の設置禁止区域を設定し、市民の宝である和泉山脈南麓を守ってほしい。</p>	<p>①貴重なご意見として承ります。</p> <p>②許可の要件について、今回の改正により、大規模な太陽光発電設備設置事業である場合に事業区域に含めることができない区域を規定しました。</p> <p>③貴重なご意見として承ります。 「事業区域等」は、条例第12条第1項第1号により「事業区域及びその周辺地域」と定義されています。条例第12条第1項第5号の「事業区域等」に関しましては、事業区域へのアクセス道路等を想定していますが、具体的には個別の計画ごとで判断しています。 条例第12条第1項第1号、第5号、第8号のとおり、許可基準のうち一部の規定については、事業区域内のみならず、その周辺地域での影響についても基準を満たすことを求めています。</p> <p>④別の条例を制定して太陽光発電設備の設置禁止区域を設定し、和泉山脈南麓を守ってほしいとのご意見ですが、本市としましては、環境への影響、土地所有者の財産権、再生可能エネルギーの導入促進といった様々な要素のバランスを十分に考慮した対応として、現行の条例を改正し、大規模な太陽光発電設備設置事業である場合に事業区域に含めることができない区域を新たに設定することとしました。</p>

No	ご意見	市の考え方
4	<p>①改正内容に賛同します 最近の異常気象に伴う豪雨や土砂崩れに依って、多くの災害が起こっている。近年、太陽光発電所の建設がいたるところの山地で行われている。しかし本来自然エネルギーに依って作り出されたものが、建設時にたくさんの自然を破壊する事態となることは、なにか違和感を覚えることになっている。この度許可条件の変更には賛同します。</p> <p>②和歌山市の北側の市街化調整区域を太陽光発電禁止区域に 和歌山市の太陽光発電計画は、主にいづみ山脈の南斜面で太陽光がよく差し込み適地であることから計画される。この地区の山地は固定資産税がほとんどの土地にかからないと思われることから、太陽光発電禁止区域としてもさほど影響が大きいとは思われない。個人の資産に規制をかけることになることから市は消極的であるが、もともとアクセス道路がなく又、急峻なために開発にたいする防災設備にコストがおおきいことから、開発に適した地域ではない。以上の観点から和歌山市の北側の市街化調整区域はすべて太陽光発電の禁止区域として、葛城28宿の歴史的関連施設を整備することが、大事と思います。</p>	<p>①貴重なご意見として承ります。</p> <p>②財産権は憲法上保障された権利ですので、土地所有者の財産権を規制する場合、公共の福祉との適合の観点から慎重に判断する必要があります。 そのため、大規模な太陽光発電設備設置事業である場合に事業区域に含めることができない区域については、環境への影響、土地所有者の財産権、再生可能エネルギーの導入促進といった様々な要素のバランスを十分に考慮した上で、今回の条例改正を行いました。</p>
5	<p>できるだけ早く、0.5ha以上に引き下げてください。よろしくお願いいたします。</p>	<p>条例の許可対象となる面積要件の引き下げ（事業区域内の地域森林計画の対象となっている民有林の区域の面積について、0.5ヘクタールを超えるものを対象とするよう改正）に関しましては、条例の公布日である令和6年3月22日に施行しています。</p> <p>なお、大規模な太陽光発電設備設置事業である場合に事業区域に含めることができない区域の規定に関しましては、条例改正による事業活動への影響を考慮して一定の猶予期間を設け、令和6年10月1日施行としています。</p>